条例を補強し、

は結局廃案となったものの、

境対策基本法案」以来、多くの批判が加えられている。批判の内容は、例えば、「有害」の基準が不明確である、

さらに全国レベルでの規制を試みようとするこれらの法案には、

その前身である「青少年有害社会環

包

ドイツ青少年保護法における有害図書規制

テレメディアと携帯メディア

杉

原

周

治

はじめに

テレメディアの有害指定

携帯メディアに対する一般的規制と年齢指定

むすびにかえて

はじめに

ネット上の表現に規制を及ぼすことはもはや不可能であるとの懸念がある。自民党は、「青少年健全育成基本法案」 景には、 および「青少年有害環境自主規制法案」の立法化を目指し、前者はすでに二〇〇四年の通常国会に提出された。法案 ンターネットの急激な普及にともない、全国レベルでの法律による有害図書規制の導入が問題となっている。その背 現在、 日本では、 一地方公共団体が、現在長野県を除く四六都道府県で制定されている青少年保護育成条例をもってインター 青少年保護の観点に立ったメディア規制のさらなる強化が活発となっている。それと同時に、イ 従来より表現の自由との関連でその合憲性に疑問を投げかけられていた青少年保護育成

を過度に広汎に制約しかねない、また、 括規定に大幅に依拠する可能性がある、 ティング規制」を導入すべきである、等である。 対象とすべき年齢をより細かく分け、有害図書の対象年齢を明示する「レ 規制が本当に青少年のみを対象としうるのか否か、法案は成人の表現の自由

②暴力描写等の一般的規制の強化、③コンピューターゲームに対する拘束力ある年齢指定の導入が新たになされた。② とくにテレメディアと携帯メディアの概念の採用が最も重要であった。この概念の下で、①テレメディアの有害指定、 少年保護法」をめぐる議論を取り上げ、 激しい議論が生じている。 ターゲームの規制強化が目的とされた。二○○二年の制度改革以来、青少年保護法とJM州際協定の規制をめぐって 「青少年メディア保護州際協定」(Jugendmedienschutz-Staatsvertrag (JMStV)、以下「JM州際協定」と略記) 青少年保護法」(Jugendschutzgesetz (JuSchG))が施行された。この改革では、とりわけインターネットとコンピュ 応克服したという評価も多方面から受けている。本稿は、二〇〇二年の制度改革を概観したうえで、とりわけ「青 他方、ドイツでも、二〇〇二年に青少年保護を目的とするメディア規制強化のための制度改革が行われ、 右の有害表現規制に対しては依然として批判があるものの、 新制度による有害図書規制の合憲性を検討する。 従来の青少年保護の問題点を 同法の改正にあたっては とともに 翌年四月

テレメディアの有害指定

二〇〇二年の制度改革の背景

1

なされる必要が生じたのかにつき触れておきたい。 青少年保護法の改正の内容に入る前に、 まず、 従来の有害図書規制のどの点に問題があったのか、 なぜ制度改革が

ツ青少年保護法における有害図書規制

(1)従来の規制の問題点

①芸術の自由に対する配

性^①は、 申 り、 互い ° √7 の保護領域に含め、 術 留保が付されていない。 めている。これに対し、 上 術 の自由の保護領域を拡大し、 ドイツ基本法は、 0) 0 この点、 実務に大きな影響を与えている。 自由をバランスよく調整しようと試みる連邦憲法裁判所のこの理論は、 に憲法のレベルにある両法益の調整は、 映画の自由という五つの基本権— 地位を認め、 芸術の自由との関係で論じられてきた。 連邦憲法裁判所は、一九九〇年のヨゼフィーネ・ 芸術の自由も青少年保護によって制約されうることを認めつつも、 五条二項によって、 有害図書に基本法による一応の保障を付与している。 さらに、 五条三項において意見の自由とは別個に保障する 連邦法が規制の対象にしている有害図書、 現在の学説・判例は、 意見の自由 ムッツェンバッハー決定によって芸術は 五条一項で保障する意見表明の 個別的比較衡量によって解決すべきことを明確にした。青少年保護と芸 とはいえ、 (Meinungsfreiheit) 芸術の概念につき「広い」芸術概念を採用することにより芸 芸術の自由といえども何らの制約にも服さないわけではな ムッツェンバッハー ーにつき、 自由、 とりわけポルノグラフィーをも芸術の自 このためドイツでは、 「芸術の自由」 その後の下級審の判例にも踏襲されてお 情報の自由、 「過去に例がないほど自由となった」 青少年保護のための制限を明文で認 決定において、 青少年保護と芸術の自由という については、 プレ 有害図書規制 スの自 青少年保護に憲法 山 青少年保護の 放送の自 0 合憲

由

②従来の規制とその運用上の問題点

とさえ言われているが、

青少年保護は、このような芸術の自由の保障の下で正当化されうるものでなければならなく

なった。

青少年保護のための従来からの規制として、 連邦法である 「青少年に有害な文書の頒布に関する法律」 (Gesetz über

Selbstkontrolle Multimedia-Diensteanbieter (FSM))をはじめとするいくつかの自主規制機関を設立した。このように、 この他、 マルチメディア法制には当初より、 インターネットプロバイダー側も、 定の対象となることを明確にした。とはいえ、 法的枠組みとして整備された、 規制がサイバースペースへと拡大された。一九九七年にインターネットを含む情報・通信サービスのための 帯規制を課してきた。これとともに、一九九三年には、FSKをモデルとして、テレビにおける青少年保護のため 対し、 zum Schutz der Jugend in der Öffentlichkeif 以下「JÖSchG」と略記) な普及にともない、 自主規制機関FSK die Verbreitung jugendgefährdender Schriften' GjSのほか、 放送は州の管轄であるため、「放送州際協定」 (Rundfunkstaatsvertrag (RStV)) 映画の有害性は、 州は有害なメディアサービスを監視するための機関として青少年保護ネット の二分論を採用し、連邦だけでなく州もインターネット上の表現に規制を課す権限を与えられていた。 サイバースペースにおける有害表現からの青少年保護に大きな関心が寄せられ、 映画の有害表現規制につき、 (Freiwillige Selbstkontrolle Fernsehen) 映画自主規制機関FSK(Freiwillige Selbstkontrolle der Filmwirtschaft) いわゆる「マルチメディア法制」は、(ユ) インターネットの規制 社団法人マルチメディア・サービス・プロバイダー自主規制委員会 以下「GjS」または「GjSM」と略記) (E) 後述するように、 同様に連邦法である「公共の場所における青少年保護法」(Gesetz 権限をめぐる州と連邦の対立に基づく運用上の問題が生じ が設立された。ところが、その後、インターネット マルチメディア法制は「テレサービス」と「メディ が、年齢指定によって映画館での上映を規制して インターネット上の表現が連邦審査会の有害指 が放送についての内容規制と時間 (Jugendschutz.net) が重要な役割を果たしてき が判断する。これに 従来の有害表現 (Freiwillige を設立し、 0 的な

(2) 改正の直接のきっかけ

ていた。二〇〇二年の改革は、

この点をも克服しなければならなかった。

びコンピューターゲームによる暴力描写に対する青少年保護の強化であった。以下ではまず、青少年保護法が具体的(3) にどのようにして従来の規制の運用上の問題点を克服しようとしたのかにつき検討する。 たJM州際協定も、 年保護の領域における、 同意した。青少年保護法は、 事件から二ヶ月も経たずに青少年保護法を議決した。連邦参議院も、 暴力表現の規制に対する議論が再燃した。この事件は立法者に大きな影響を与え、これをきっかけとして、驚くべき スピードで青少年保護の法改正がなされることになった。二〇〇二年六月一四日、ドイツ連邦議会は、エアフルトの 二〇〇二年四月、一九歳の少年がエアフルトのギムナジウムで教職員・生徒など十六人を射殺するという事件が生 事件後、 この少年が暴力的なコンピューターゲーム("Counterstrike")に夢中であったという報道がなされ 同日発効した。このような背景から法改正に要請されたことは、とりわけ、 放送とテレメディアを含む情報・通信サービスのための統一的な法的枠組みとして締結され 連邦法であるGiSと JÖSchGを統一し、二〇〇三年四月一日に発効した。 同年六月二十一日、 青少年保護の規制 インターネットおよ さらに青少 の強化

2 テレサービスとメディアサービスの問題点

ービスの概念を放棄し、「携帯メディア」と「テレメディア」の概念を導入したことであった。 二〇〇二年の青少年保護法の中核は、「文書」という伝統的な概念と決別し、さらに、テレサービスとメディアサ

連邦と州の権限対立に根付いてなされたものであった。 された、 ービス」(Mediendienste)に分割していた。この区別は、インターネットの規制のために一九九七年八月一日から施行 (Mediendienstestaatsvertrag über Länder (MDStV)、以下「MD州際協定」と略記)において前提とされたものであり、 これまでは一九九七年のマルチメディア法制が、オンライン領域を「テレサービス」(Teledienste) (V わゆる 「連邦マルチメディア法」 (Multimediagesetz) と「メディアサービスに関する州際協定 と「メディアサ

すなわち、インターネットの領域につき、

連邦はテレサービ

これらの問題を克服するために、青少年保護法は、

従来の概念に代えて、「携帯メディア」 (Trägermedien)と「テレ

子メディアの規制は大きく三つの法領域に分割して行われていた。すなわち、 スを、 条一項)。メディアサービスとは、放送にはあたらないが、「公衆へ向けられた情報・通信サービス」を意味し、 子メールやインターネットゲームなど個人の利用のためのものをいう(テレサービスの利用に関する法律(TDG)二 項二文)。GjSMは、 基づき連邦審査会がこれを行うとされたが、 用に関する法律」(Teledienstegesetz (TDG)) により規制されていた。オンライン領域における有害指定はGiSM ライン新聞やテレショッピングなど一般に向けられたものをいう(MD州際協定二条一項)。このように、 ィアサービスはMD州際協定により、 (Informations- und Kommunikations-(IuK)-Dienste) 州はメディアサービスを規制した。テレサービスとは、個人的に利用される情報・通信サービスを意味し、 メディアサービスには適用されなかったのである。(※) テレサービスは連邦マルチメディア法の第一章に置かれた「テレサービスの 右の区分にしたがい、GjSMの適用領域は情報 の一部分、つまりテレサービスに限定されていた(GiSM一条三 放送は「放送州際協定」により、 通 信 サー ビス オン メデ 利

供される。したがって、 規定を設けているため、 を招いていた。 天気・株のニュース、 が生じていた。例えば、インターネット上では、インターネットへの接続、Eメールサービス、ホームページの提供、 の規定が適用されるのか、どの機関がインターネットにおける有害表現規制の権限を有するかにつき、 しかし、これらの法領域には互いに重なり合う部分が存在しており、どこに境界を設けるべきかにつき大きな問題 放送とメディアサービスの領域においても、 政治および経済における時事ニュースサービス、つまりテレサービスとメディアサービスが提 テレサービスとメディアサービスの領域では、 あるサービスがメディアサービスと放送のどちらに属するかは大きな問題であった。 放送に関して放送州際協定が特別に青少年保護 具体的事例でGjSとMD州際協定のどちら しばしば困 0

州際協定によって規制されることになったが、 テレメディアに対するどのような規制を定めたのかについて検討する。 困難さは一応克服されたと各方面から評価されている。そこで次に、テレメディアとは何か、そして青少年保護法が いう批判があるものの、これらの概念の導入により、従来のテレサービスとメディアサービスの領域における区別(ミラ アも有害指定できるとされた。これにより連邦審査会は、これまでの伝統的なメディアだけでなく、放送を除く新し いすべてのメディアを有害指定する権限が与えられた。学説のなかには、 メディア」(Telemedien)という新しい概念を導入した。 有害図書指定の権限を有する「連邦審査会」(BPjM) 携帯メディアは青少年保護法によって、テレメディアはJM 概念のあいまいさは依然として存在すると は、 テレメディ

3 テレメディアの有害指定と青少年メディア保護委員会

(1) テレメディア

び出し テレビやインターネット上の商品・サービスの提供(テレショッピングやビデオ・オン・デマンドなど)、テレビゲ のマルチメディア法制におけるテレサービスとメディアサービスを包括する概念であり、 信サービスによって伝達され、または入手されるメディア」と定義する。 メディアをテレメディアとして分類する際には問題とならない。テレメディアの例としては、インターネット上で呼 ンテンツ、とりわけインターネット上で呼び出し可能なコンテンツをいう(JM州際協定三条二項一号)。 4 青少年保護法一 データの提供 の提供 可能なオンライン提供 (とりわけWWW)、 (コンピューター 条三項は、 (Datenangebot) テレメディアを「テレサービスの利用に関する法律とM ・ゲームのダウンロード)、テレビテキスト・ビデオテキスト (文字放送)などのサービ が一般に向けられたものか否か、個人の使用に向けられたものであるか否かは 個人的なコミュニケーションの領域における提供 (E-Mail など)、 すなわち、テレメディアとは、 D州際協定にいう電子情報 放送以外のオンライン・コ 一九九七年 したがっ 通

スがある。

(2)連邦審査会と青少年メディア保護委員会 K J M の関係

に判例・学説の共通の見解である。このようなメディアを、 に青少年への侵害が発生している必要はなく、 による青少年の「発展」と「教育」に対する危険である。 されていたが(GiS一条一項)、立法者によれば、 反感をそそのかすメディア」が含まれる(青少年保護法一八条一項)。すなわち同法にいう「危険」とは、メディ 携帯メディアとテレメディアであり、それにはとりわけ、「不道徳的な、 メディアサービスのすべてを有害図書に指定する権限を有することとなった。有害指定リストに掲載されうるのは 青少年の発展、 テレメディアという上位概念のもとで、 または自己に責任ある、 かつ共同体に適応できる人格へと導く青少年の教育を危険にさらしうる. 連邦審査会はその権限を拡大し、 侵害の発生が単に 両者の基準に内容上の変更は存しない。この危険の存在は、(38) 旧法では「青少年を道徳上危険にさらしうる文書」と規定 「推定」されていれば認められる、 粗暴な影響を与える、暴力・犯罪・人種 携帯メディアとともに、 ということは テレサービスと 現

以下「KJM」と略記) における青少年保護のための中央監督機関であり、 定に際しては、 なったからである 意が成立し、 はオフライン・ しかし、この連邦審査会の有害指定には留保が付されている。二〇〇二年の制度改革にあたり、 携帯メディアは青少年保護法によって、放送とテレメディアはJM州際協定によって規制されることに JM州際協定によって新設された「青少年メディア保護委員会」(Kommission für Jugendmedienschutz コンテンツ (JM州際協定一条、二条一項参照)。この原則に基づき、 の関与が義務づけられた。 (Offlineangebote) を、 州はオンライン・コンテンツ(Onlineangebote) その主たるメンバーは、 JM州際協定一四条に規定されたKJMは、 民間放送を監督するために州政府から独 州の管轄にあるテレメディアの有害指 放送とテレメディア を規制するとの合 原則として、 連邦

以下では「単に有害なメディア」と呼ぶ。

ば、 限内 えない。 う途が残されている。 されうるか否かを審査すべきという。この決定も、 ない それを超える特別な地位が与えられたのである。ただし、例外として、(5) その決定前にKJMに、 少年の が 基づき活動を開始するが 図書リストへ る。 61 ればならない 立した第三者機関として各州に設置されている 相当程度」(maßgeblich) ため、 (同一八条六項二文)。 明らかに理由のない場合」または リースヒングの見解によれば、 (五日間) のKJMの関与の下で、 「発展」または しかし、 連邦審査会の委員長がKJMの申請を拒否した場合、KJMは、 このケースでは連邦審査会が何を基準に申請を受けるか否かを判断すべきかが問題となる。この点、 の掲載を申請した場合には、 (青少年保護法一八条六項一文、二四条一項)。 に態度決定しなかった場合には、 申請が連邦審査会の決定実務に一致しないからといって、 さらに、 「自己に責任あるかつ共同体に適応できる人格へと青少年を導く教育」を脅かす危険が 当該テレメディアについての態度決定を行う機会を与えなければならない。この態度決定は (同二一条一項)、テレメディアの有害指定に際しては、 KJMの有害指定申請が 考慮されなければならない。 連邦審査会は、 連邦審査会は以下の義務を有する。 右の青少年保護法一八条一項にいう危険の概念を用いて、 「連邦審査会の決定実務に鑑み正当化できない場合」には、 通常の手続を経ることなく、({タ) KJM以外の機関の申請に基づきテレメディアを有害指定する際には 「州メディア委員会」 (Landesmedienanstalt) 連邦審査会は自ら決定しうる。それ以外の場合には、 連邦審査会の委員長が単独で行わなければならない 「明らかに理由のない場合」には、 KJMは即座に態度決定を行わなければならず、 連邦審査会は、 すなわち、テレメディアにつきKJMが自ら KJMによるテレメディアの有害指定の申請 連邦審査会の委員長が単独で有害指定 同二五条二項に基づき、 常に申請に根拠がないと言うことはでき 通常、 KJMに通常の申請権だけでなく、 特定の官庁の有害指定の 当然に有害指定は正当化され の代表者で構成され 当該テレメディアが青 申請は認めら 行政裁判所で争 連邦審査会は (同二一 K J 申 推定 しなけ M 条二 例え 有害 7

拒否することができると主張するものがある。 を考慮し、 原則としてKJMの決定にしたがわなければならない た場合には、 KJMの見解が連邦審査会の決定実務に鑑み正当化できない場合には、連邦審査会はKJMの態度決定を 連邦審査会の有害指定は無効である。(紫) また、 KJMがあるテレメディアを青少年に有害でないものとみなし (同二一条六項)。例外として、 右の青少年保護法一八条六項

一 携帯メディアに対する一般的規制と年齢指定

1 携帯メディア

ことから始めたい 帯メディアという概念は、従来の法には存在しなかった新たな概念である。本章では、まずこの概念を明らかにする メディアの規制に対し、 携帯メディアについては、 青少年保護法はどのような規制を定めたのであろうか。

とは、 刷 れている限りで、手交に適しているとはいえない。また、ノートパソコンや携帯電話などのコンピューターそのもの れに対してハードディスクやメモリー用半導体チップ(Speicherchip)は、 れているもの、 は図画(Bilder)または音声(Töne)を収めたメディアであり、手交に適したもの、または直接視聴されることを予定さ 青少年保護法一条二項一文は、 映 面倒な解体作業や取り外しの作業をすることなく簡単に他人に手渡すことが可能なものをいう。 画用ロ または上映・上演するための器具に組み込まれたもの」と定義する。このうち「手交に適したもの」 ールフィルム、 レコード、ビデオ・カセットテープ、フロッピー、CD-ROM、 携帯メディアを「物質的な携帯品(gegenständliche Träger)に、文字 それらがコンピューターに固く取り付けら DVDがある。 例として、 (Texte) また 印

フトと一体化した携帯ゲーム機

(同一三条) などが該当する。

う。 切を批判する者もある。この批判を考慮すると、この文言は「直接認識されうるもの」という意味に解すべきであろいを批判する者もある。この批判を考慮すると、この文言は「直接認識されうるもの」という意味に解すべきであろ を、 交に適しているとはいえないと解されている。(タ) 置をいうと解され、 理を施して初めてその内容を わりなく、 には該当しない。 で想定されているのは、 の手交は、 その閲覧・閲読のために技術的な処理を施すことを必要とせずに、 最後に、「上映・上演するための器具に組み込まれたもの」とは、実際に上映・上演の目的にのみ使用される装 それらが厳密に言えば「メディアの媒体」ではなく、むしろデータの処理に使用するものであるため、 内容が直接視聴されうるメディアを意図している」のであるから、「予定されている」という文言の不適 なお、この文言につき、 これにはとりわけ、 とりわけ本、 「間接的に」 雑誌、 テレビ番組などの録画・ 視聴しうるカセットテープやビデオテープなどの電子データ媒体は、 本条項は「メディアの製造者が直接視聴されることを意図したか否かに関 葉書、ビデオ・CDのケースなどのあらゆる印刷物である。 「直接視聴されることを予定されているもの」とは、 再生用テープ、 直接視聴できるメディアの媒体をいう。 データ保存装置付映写機、 メディアの内容 技術的な処 ゲー ムソ 手

と改正された。 これを受けて刑法典一 られていた。 のであるとはいえない」と判断し、表現規制をコンピュータ・ネットワークにも及ぼすために文書の概念を拡大した。 「表現物」という広汎な上位概念に、 (Abbildungen) 及びその他の表現物 ここで、携帯メディアと文書概念の差異が問題となる。 しかしその後、 同条項は、 一条三項は 一方で、 メディアの発展とともに、 (andere Darstellungen) 「録音・録画媒体(Ton- und Bildträger)、 特定のケースでは文書概念が他の「表現物」に拡大されるとともに、 文書、 録音・ 録画媒体、 立法者も「文書はもはやメディアの世界において典型的なも は、 従来、 本条項を指示する規定においては、 データ記憶装置、 多くの表現規制で「文書」(Schriften) データ記憶装 (Datenspeicher)、 複写というメディア媒体が含まれる 文書と同等である の)概念が 他方で、 複写 用

音 · い る。 53 解体作業等を要し手交に適したものとはいえず、 は表現物である。 ことを意図している。ここで挙げられたメディアの共通点は、(51) のできるメディアという点であり、その例として、本・雑誌 録画媒体)、 例えば、 ハードディスクやメモリー用半導体チップなどの記憶装置は、 ハードディスクやCD―ROM しかし、表現物は携帯メディアであるとは限らず、 直接視聴されることも予定されておらず、また上映・ (データ記憶装置) があげられる。 (文書)、CD・カセットテープ、 物質的に 両概念は完全に等しいわけではないと解されて (stofflich) 確かに物質的な携帯品であるが、 または継続的に書き留めること 携帯メディアは、 ビデオテープ 常に文書また 上演のために 通常、 (録

2 暴力描写等に対する一般的規制

組み込まれたものではないからである。

(1)「単に有害な携帯メディア」と「著しく有害な携帯メディア」

ろで、 れば、 制される 下では 脅かしうる」携帯メディアである。ここには旧法であるGiS六条が引き継がれている。(タイ は する場合」にはリストに掲載できないとされる(一八条三項二号)。この芸術留保は後者には付されていない。 れ青少年に対する頒布等が規制されるのに対し、著しく有害な携帯メディアは有害指定を必要とせずに表現内容が規 前 「青少年の発展、 述 連邦憲法裁判所によれば、 リストに掲載され頒布等を規制される。 のように、 「著しく有害な携帯メディア」と呼ぶ。 (いわゆる一般的規制)。さらに前者にはいわゆる「芸術留保」 携帯メディアもテレメディア同様、 または自己に責任ある、 芸術の自由と青少年保護の対立調整は、 かつ共同体に適応できる人格へと導く青少年の教育を、 さらに青少年保護法は、もう一つの有害なメディアを定義する。 両者は以下の点で異なる。 青少年保護法一八条にいう「単に有害なメディア」とみなされ 原則として立法者の責務である。すなわち、 が付されており、 単に有害な携帯メディアはリストに掲載さ このようなメディアを、 メディアが 明らかに著しく 「芸術に寄与 それ 以

状況では、 を評価し、 文書が青少年に有害な影響を及ぼしうるか否かが学問的に不明確な状況においては「立法者に、 た「危険」 項の明確性につき、 立法者は原則として一般条項を用いうる」と述べた。 の概念につき、憲法上の明確性の要請を満たしていると解している。すなわち、 措置を講じるべきか否かを決定する権限が与えられる」。さらに同裁判所は、これに基づき立法者が定め 同条項の 「有害指定の要件を、 概念上より詳細に書き改めることは不可能である。 同裁判所によれば、 GiS六条も明確性の要請を満 同裁判所は、 危険の状況とリスク このような G j S 一条

`著しく有害なメディアに対する一般的規制

項)、 である。とはいえ、 このような表現内容を含む携帯メディアは、著しく有害であるとみなされる。さらに、 めた(一五条二項)。 されている文書には該当しないが、青少年に有害とみなされる以下の表現内容をも、 現内容とならんで、さらに刑法上禁止されている以下の文書を著しく有害な携帯メディアに加えた。 年を道徳上著しく害するおそれのある文書」(同三号)を挙げていた。これに対し、青少年保護法は、 三年の青少年保護法発効以前にも、 Völkerverständigung) 、六条の憲法に反する政党や組織を宣伝する文書(一項)、 立法者は、 暴力描写 著しく有害な携帯メディアに対して、その危険の重大性を考慮し規制の強化をはかった。すでに二〇〇 (同一号、 有害指定を必要としない表現内容規制は携帯メディアに限定され、 それは、 の思想に反対する文書(同二項)と、同一三〇a条の犯罪行為の手ほどきをする文書である。 刑法典一三一条)、ポルノグラフィー(同二号、刑法典一八四条) ①戦争を賛美する描写、 著しく有害な文書として、 ②死にかけている人間の描写、 民衆煽動的文書 自由な民主的基本秩序または (GiS六条一号、 著しく有害な携帯メディアに含 ③青少年の性を強調する描写 青少年保護法は、 テレメディアについての規律 のほか、「明らかに青少 刑法典一三〇条 それは、 玉 右に挙げた表 刑法上禁止 間 O) 刑 協 法典

は、 州に留保されている (JM州際協定四条参照)。

①戦争を賛美する描写

る。 定一二条一二条一項二号にも見られた。とはいえ、このようなコンテストは、 または戦争をささいなことのようにみせかける方法で青少年の戦争に対する積極的な考え方を支援しうる携帯メディ n 的に戦争を賛美する携帯メディアだけでなく、 おいて広義に解されていた。学説は、青少年保護法においても同概念を広く解している。(6) 掲載の要件ではない。ここで、 た戦争描写も規制に服するという。 青少年保護法一五条二項二号によれば、 戦争を賛美する描写というコンテンツは、 戦争を賛美する文書をどのように解するかが問題となる。 例えば、戦争の恐怖に言及せず、 「戦争を賛美する携帯メディア」の青少年への頒布等が一 消極的な方法で、 旧規定(G·jS一条一項)や放送州際協定三条一項二号、 つまりそれを無視または軽視するような方法で描か 戦争による多数の犠牲者や苦しみにも触れず、 青少年保護法の下では、 従来、これは判例・ すなわち、 般的規制 同条項は、 もは M やリスト D 学説に に服 州際協 積極

②死にかけている人間または苦痛に満ちている人間の描写で、 人間の尊厳を侵害する描写

アがこれにあたる。

制される。 利益が存在しないにもかかわらず、 されているもしくはさらされた人間を、 青少年保護法一五条二項三号によれば、「死にかけている人間、 例えばドキュメントやニュースなどの現実の描写に限定して適用されると解している。このため、本条項にい例えばドキュメントやニュースなどの現実の描写に限定して適用されると解している。② この規定は、 フィクションをも対象としているのかどうかが問題となるが、 MD州際協定一二条一項四号と放送州際協定旧三条一項四号にならったものである。 実際の事件を再現する携帯メディア」は、 人間の尊厳を侵害する方法で描写し、 または肉体的もしくは精神的 学説は、 リストの掲載・告示を必要とせずに規 そのような形で報道する特別な正当な 同規定はフィクションには妥当 に著し い苦痛 にさら

特別に正当な利益という留保を適用することは実際には不可能であるとの見解もある。 うる場合には、 項は、 う携帯メディアには、 この見解によれば、 は いとみなす。この点、 !基本法の最高位に位置するため、 事件を報道する そのような利益を認めようという見解もある。(5) 人間の尊厳の制約は、 芸術の自由ではなく基本法五条一項の意見の自由が適用されると解すべきであろう。 事件の背景や影響に鑑み、それを視聴者に明らかにすることにより人間の苦痛の軽視を防止 「特別に正当な利益」が存する場合には、この携帯メディアはもはや著しく有害なものではな 人間の尊厳が問題となる限りにおいていかなる制約も許されないと解している。 芸術の自由によっても意見の自由によっても正当化されえない。このため、 しかし、 判例・ 通説は、 基本法一 条 一 項 の人間 また同 の尊厳

③青少年の性を強調する描写

だ未成年が描写され た姿勢で描写した」携帯メディアをも有害指定を必要とせずに規制できるとした。ここで具体的にどのような描写が 型的な』 刺激的な衣服をまとった青少年の描写も青少年の性的描写に含まれるであろう。 に不自然な性の強調が明らかとなっている場合には(例えば、足を広げた姿勢)、 同条項にいう描写とみなされるかが問題となる。 いる実務への反応として、 同一 刑法典によって禁止されるポルノグラフィーは、 『性を強調した』ものということはできない」という見解がある。 五条二項一号、 姿勢が描写されている場合には ている必要はない。 刑法典一八四条)、ポルノグラフィーとまでは言えないが青少年の性を強調した描写が氾濫して 立法者は、 同一五条二項四号において、「子どもまたは少年を、不自然なかつ性を強調 青少年保護の目的に鑑みれば、 (例えば、 学説のなかには、 『裸の子どものおしりを描写したおむつの宣伝』)、『不自然な』か すでに青少年保護法によって一 「とられた姿勢またはポーズからだけでも、 刺激的な下着、 これに対し、『日常生活におい 裸または部分的にのみ衣服を脱 般的規制の対象とされ 過度の化粧、 またはその他 すで · て 典 るが

3 コンピューターゲームに対する拘束力のある年齢指定

に有害な影響を与えうると考え(同一二条一項)、コンピューターゲームにもこの年齢指定による制約を課した。 体 指定のコンピューターゲームへの導入は、 オにのみ限定されていたが、立法者は、とりわけコンピューターゲームが映画と同程度に青少年の ッピーディスクをさしている。 ^(元) の場所で入手させることができると規定する。ここでいうデータ記憶媒体とは、とくにDVD、 青少年保護法一二条一項は、 〔図画〕」 (Datenträger (Bildträger)) につき、 ビデオカセットおよび、 旧規定では、 最上級州青少年官庁の長年の要請でもあった。 年齡指定(Alterskennzeichnung) 最上級州官庁の年齢指定を受けた場合にのみ、これらを青少年に公共 映画またはゲームをプログラムしたすべての は、 映画館での映画 CD-RO 「発展」 の上映と映画ビデ デー タ記憶媒 |教育 フロ

ない、 は媒体とそのケースに、容易に見えるように、すなわち一目で分かるように貼らなければならない る 業の共同 官庁は、 ③「一二歳以上視聴可」、 (同一四 ムソフトのための自主規制機関であるUSK(Unterhaltungssoftware Selbstkontrolle) この年齢指定は、 (同一 または (条二項)。年齢指定を行うのは、「最上級州官庁または自主規制機関」 映画または映画・ゲームソフト (Film- und Spielprogramme) 販売が禁止される 、体に属するまたは同共同体の援助を受けている自主規制機関による審査の結果に基づいて行うことが 四条六項一文) 「青少年視聴不可」 従来の映画館での上映規制と同一であり、 ため、 ④「一六歳以上視聴可」、⑤「青少年 (一八歳未満) (同一二条三項)。 この規定に基づき、 のラベルが貼られた映画携帯品もしくはコンピュー 年齢指定のラベルの貼り方については厳格に定められており、 映画媒体の年齢指定はFSKが、 ①「年齢制限なしに視聴可」、 の許可および年齢指定のための共同手続を、 であるが 視聴不可」という五段階に区分される ターゲームソフト が行う。 ゲームソフトの年齢指定はゲ (同一二条一 2 年齢指定のラベ 「六歳以上視聴可」、 (同一二条二項)。 項)、「最上級州 青少年 ラベ ル でき が

しなければならないであろう」。 最上級州官庁は、 術の発展とともにデータ記憶媒体が小型化すれば、 一二条二項二号)、このような例外が現在普及している携帯メディアに妥当しないことは明らかである。 媒体とケースが小さいためラベルを貼ることが出来ない場合には例外を認めることができるが 最上級州官庁は、 個別の場合に例外の要件が存するか否かを審査 (同

れ る。⁷⁶ ば、 となる。 という。 されると規定するが、この基準をより具体化する必要がある。この点、リースヒングの見解によれば、 描写を全面に立てるような映画・ 制限なしに視聴可能」の規定の適用は例外的な場合に限定される。 人格へと導く青少年の教育を害しうる」映画・ゲーム等につき、年齢指定の範囲にある青少年への販売・ 0 同三条の差別的取扱い の発展、 かが問題となる。 存在が審査される。ここでの審査基準は、 は、 神経に過度に刺激を与えるような危険な描写が一五分以上流れるメディアについては、 さらに、二〇〇三年四月一日度版のFSK原則 まず身体的侵害の可能性が審査されるべきであるが、これは医学的観点から容易に判断しうるという。 または 広範に、 したがって、 どのような携帯メディアが、 「自己に責任ある、 すなわち身体的 青少年保護法一四条一項は、 差別や人間の尊厳の侵害を訴え、 の禁止、 同六条一項、 ゲームは、 (körperlich) かつ共同体に適応できる人格へと導く青少年の教育」に対する精神的・心的侵害 一定の年齢指定の範囲内に属する青少年に対する販売 右の基本法の価値基準に違反し、 二項の婚姻および家族の保護、または同二〇条の民主制原理が審査基準 憲法の基本価値である。 ·精神的 「青少年の発展、 また暴力を紛争解決の有益な手段とみなす、 (正式名称は、 (geistig) ·心的 または自己に責任ある、 身体的侵害の審査をクリアすれば、 例えば、 Grundsätze der Freiwilligen Selbstkontrolle der (seelisch) 一定の青少年への販売・譲渡が禁止さ 基本法一条一項の人間の尊厳の尊重 観点から保護されるべきである かつ共同体に適応できる 一四条二項一号の 譲渡の規制 また詳細な暴力 次に、 「青少年の発 譲渡が禁止 を受ける 青少年 「年齢 例え

生への期待へと誘惑する」映画または携帯メディアが、 Filmwirtschaft GmbH i. d. F. 1. 4. 2003) が、 (Schädigungen)と理解され、これに基づき「神経を過度に刺激し、過度な負担を引き起こし、過度に幻想を呼び起こ 性格的、 青少年保護法一四条一項にいう「害する」は、「抑制」(Hemmungen)、「妨害」(Störungen) または 道徳的 (宗教的を含む)、もしくは精神的な教育を抑制・妨害・侵害し、または誤ったかつ有害な、 青少年保護法一四条一項の基準を詳細に述べている。同一八条二項一号に 青少年の発展と教育を害しうるという(同三号)。 「侵害

四 むすびにかえて

強化という当初の目的が達成された。 制に服することになった。これらの規制により、インターネットおよびコンピューターゲームによる暴力描写の規制 描写」、「死にかけている人間の描写」、「青少年の性を強調する描写」が、 監督機関であるKJMを効果的に関与させ、 携帯メディアとともに連邦審査会の有害指定の対象としたが、州の管轄にあるテレメディアの有害指定に対しては ビスとメディアサービスをテレメディアとして統一し、その規制を州に帰属させた。そして同法は、テレメディアも 来の青少年保護の問題点を克服した。すなわち同法は、 方で青少年保護が強化された。すなわち、 一〇〇二年の青少年保護法は、 携帯メディアの規制につき包括規定の対象となる内容表現が大幅に拡大された。 テレメディアと携帯メディアという概念を導入し、 放送を除くすべてのメディアが連邦審査会の有害指定の対象とされると 両者のバランスを図ったのである。また、これらの概念の導入により、 オンライン領域において連邦と州に二分されていたテレサ 著しく有害な携帯メディアとして一般的. 州と連邦の権限対立に基づく従 とりわけ「戦争を賛美する

法は、 用し、 段階に及ぶきめ細かい年齢指定を導入した。 を規定した。 ィアも芸術の自由 しかし他方で青少年保護法は、 その規制に際しては、 芸術留保を存続させることによって、 連邦憲法裁判所の採用する広い芸術概念に照らせば単に有害なメディアだけでなく、 の保護領域に含まれる。 芸術の自由と青少年保護の個別的比較衡量を行われるべきことを明示した。 表現の自由への配慮から、 そしてムッツェンバッハー決定は、芸術留保を前者だけでなく後者にも適 連邦憲法裁判所が求めている、 さらに同法は、 携帯メディアとりわけコンピューターゲームに対する五 芸術の自由への配慮から旧規定に引き続き「芸術留保 青少年保護と表現の自由という憲法上 著しく有害なメデ 青少年保護

そのようなメディアの販売・譲渡は成人に対してさえも禁止され、さらに販売のために保管し、 られており、 載・公表された携帯メディアの広告・宣伝を一般的に禁止している点(一五条一項六号)、②キオスクにおいては、 ことは企業側に大きな経済的負担を強いる可能性がある点等が批判の対象となっている。(マク アには依然として年齢指定がない点、④映画館での上映に適用される年齢指定と同じものを携帯メディアに適用する さらに青少年保護法に対しては、 これに反した業者は処罰される点 旧規定に引き続き過度の規制を懸念する声がある。 (同一五条一項、二七条一項)、③携帯メディアと異なりテレメディ 例えば、 輸入することも禁じ ①同法はリストに掲

両法益をバランスよく調整すべきという要請を実現しようと努めたのである。

書の うな本の改訂版が、 するとするが、 された携帯メディアと「内容上同一または類似の」ものは、 旧 再審査制度によって解決しうると思われる。 規定から引き続き維持された青少年保護法一五条三項の規定にも批判がある。 これによって、 正当な根拠なしに規制に服することになってしまうという。とはいえ、これに対しては、 かつて有害指定を受けたが現在でもはや青少年に有害であるとはみなされてい すなわち、 リストの掲載を必要とせず、 有害図書に指定された文書を再審査する途がないという 同条項は、 すなわち自動 リストに掲載され 的に規 有害図 ない 制 に服 ょ

観する予定である。

のである、

従来から唱えられていた批判に対し、 的に削除される。この規定は基本法五条の「メディアの販売の自由」(Mediendistributionsfreiheit) 略化された手続で、 ら削除しなければならない。 三条四項)。それによれば、 一五条二項) と評価する声もある。 がもはや存在しない場合には、 すなわち三人委員会でこれが行われ、二五年が経過した場合には、 価値観の変化やメディアの影響に対する研究の新たな成果から、 この決定は通常一二人委員会で行われるが、 青少年保護法は新たに、有害指定リスト削除の要件を定めた(一八条七項、二 連邦審査会は、その委員長の指示に基づき同メディアをリスト 有害指定が一〇年以上前に遡る場合は、 同メディアはリストから自 有害指定の要件 を十分考慮したも 同 簡 か

設けている点、 規制のあり方にも十分参考になろう。 ている点、テレメディアと携帯メディアの有害指定に際しそれぞれのメディアの性質の違いに配慮して異なる規制 ツの有害図書規制には、 た著しく有害なメディアの規制など、我が国ではみられないような内容規制が課されている。 F イツの有害図書規制は、 芸術留保に基づく個別的比較衡量の要請、 表現の自由の観点からのきめ細かな配慮もみられる。 EU国内においては最も厳しい規制のうちに属するという評価を受けている。(窓) きめ細かいレー ティングの明示などは、 規制の対象となるメディアを明確 しかしその反面、 我が国の有害図 右に挙げ ドイ

協定についても表現の自由への配慮からさまざまな工夫がなされている。 ての検討は今後の課題である。 ドイツ青少年保護法は二〇〇三年四月に運用が始まったばかりであり、 さらに、 F イツでは、 青少年保護法のほか、 その成果や右に挙げた様々な問題点につい 同協定については別稿で規制の枠組みを概 テレメディアと放送を規制するJ

 $\widehat{\underline{6}}$

- $\widehat{\mathbb{1}}$ 在・未来 例えば、東京都は青少年条例を二〇〇四年三月に改正し規制強化を図った。これにつき、右崎正博「青少年保護条例の過去・ 東京都条例改正を中心に」法律時報七六巻九号三九頁以下(二〇〇四)参照。 現
- 2 阪本昌成『憲法理論Ⅲ』七○頁(成文堂・一九九五)、佐藤幸治『憲法(第三版)』五二九頁(青林書院・一九九五)
- 3 少年有害環境自主規制法案と表現の自由」法律時報七六巻九号三〇頁以下(二〇〇四)、同『インターネットの憲法学』一八四頁以 号四項以下の特集「座談会・青少年法案をどう見るか」を参照。 頁以下(二〇〇二)、田島泰彦「青少年保護と表現の自由」法律時報七四巻一号四九頁以下(二〇〇二)のほか、法律時報七六巻九 さしあたり、大石泰彦『メディアの法と倫理』一四四頁以下(嵯峨野書院・二〇〇四)、松井茂記「青少年健全育成基本法案・青 (岩波書店・二〇〇二年)、鈴木秀美「メディアの影響と青少年保護―ドイツのメディア規制を手がかりに」アウラ一四四号二〇
- 4 über den Schutz der Menschenwürde und den Jugendschutz in Rundfunk und Telemedien) という。同協定の解説につき、さしあたり、 Landmann, Jugendmedienschutzrecht, in: C. -E. Eberle/W. Rudolf/K. Wasserburg, Mainzer Rechtshandbuch der Neuen Medien, 2003, Kapitel VI, 261 ff. を参照 JM州際協定は、正式には「放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護および青少年保護に関する州際協定」(Staatsvertrag
- 5 R. Scholz/M. Liesching, Jugendschutz, 4. Aufl. 2004; B. W. Nikles/S. Roll/D. Spürck/K. Umbach, Jugendschutzrecht, 2003; M. Lieschung, J. 214 Jugendschutzgesetz (JuSchG), in: G. Erbs/M. Kohlhaas/F. Ambs, Strafrechtliche Nebengesetze, Band 2, 2004 等を参照 この法律の概要につき、 M. Liesching/J. Knupfer, Erläuterungen zum Jugendschutzgesetz, Das Deutsche Bundesrecht, V G 70, 2003, S. 21 ff.
- 本稿はJM州際協定についての詳細は取り扱わない。
- 7 NJW 2002, 3281 (3282) Vgl. D. Nolden, Bundestag verabschiedet neues Jugendschutzgesetz, JMS-Report 3/2002, 59 (59); M. Liesching, Das neue Jugendschutzgesetz
- 8 守・ ける有害表現規制を手がかりに」『ジュリスト』一二四四号一〇一頁以下 (二〇〇三)、同「情報ネットワークの自由と規制」 以下(二〇〇三)、齋藤純子「新しい青少年保護法制」『ジュリスト』一二四五号八九頁以下(二〇〇三)がある。 イツ」『法律時報』七六巻九号六二頁以下(二〇〇四)、同「インターネット時代の青少年保護法」『外国の立法』二一六号一五二頁 二〇〇二年の有害表現規制の制度改革についての我が国の研究として、すでに、鈴木秀美「インターネットと人権 林利隆・正村俊之編 『情報秩序の構築』一二頁以下 (早稲田大学出版部・二〇〇四)、戸田典子「各国の青少年保護規制 -ドイツにお

- 9 樹・松本和彦・倉田原志訳)『現代ドイツ基本権』(法律文化社・二〇〇一)がある。基本法五条一項の意見の自由の内実と特徴につ Vgl. Pieroth/Schlink, Grundrechte Staatsrecht II, 20. Aufl. 2004, Rdnr. 547. 右第一五版の翻訳として、ピエロート/シュリンク 鈴木秀美 『放送の自由』 一三頁以下、四八頁(信山社・二〇〇〇)参照。
- 10 9), Rdm: 195 ff.を参照。さらに、松本和彦『基本権保障の憲法理論』一九頁以下(大阪大学出版会・二〇〇一)を参照 基本権制約の合憲性の審査は、いわゆる「三段階審査」によってなされる。三段階審査については、Pieroth/Schlink, a. a. O. (Anm
- 11 素材として(一)(二・完)」広島法学二六巻一号一四五頁以下、二号一二九頁以下(二〇〇二)参照。 これにつき、S. Vlachopoulos, Kunstfreiheit und Jugendschutz, 1996; 杉原周治「芸術の自由と青少年保護 ―ドイツの有害図書規制を
- $\widehat{12}$ ヨゼフィーネ・ムッツェンバッハ事件」自治研究六九巻九号一二六頁以下(一九九三)〔ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの最新憲 法判例』所収、一六七頁以下(信山社・一九九九)〕がある。 ヨゼフィーネ・ムッツェンバッハー決定 (BVerfGE 83, 130) の判例評釈として、芹沢斉「『有害図書』規制と芸術表現の自由
- 13 Vgl. E. M. Frenzel, Von Josefine Mutzenbacher zu American Psycho, AfP 2002, 191 (191, 194)
- 14 Vgl. J. Würkner, Die Freiheit der Kunst in der Rechtsprechung von BVerfG und BVerwG, NVwZ 1992, 1 (9).
- 15 護法一条一項参照)。 ドイツの有害表現規制では、一四歳以上一八歳未満を「少年」(Jugendliche)、一四歳未満を「子ども」(Kinder) という(青少年保
- 16 化に対する社会的統制形態 研究として、横山潔「ドイツにおける青少年有害文書の規制」レファレンス四八六号三頁以下(一九九一)、安部哲夫「風俗環境浄 の自由』二五頁以下、 この法律は、 (Gesetz über die Verbreitung jugendgefährdender Schriften und Medieninhalte)に変更された。同法律についての我が国の 一九九七年に成立したマルチメディア立法によって名称が「青少年に有害な文書およびメディア・コンテンツの頒布 榎原猛編『世界のマスメディア法』(嵯峨野書院・一九九六)一六九頁以下〔鈴木秀美〕がある。 -西ドイツの現状を中心に」法律時報五七巻七号三八頁以下 (一九八五年)、鈴木・前掲注 (9) 『放送
- 17 改正につき、「公共の場所における青少年保護を新たに規律するための法律」『外国の立法』二五巻二号五五頁(一九八六)参照 この法律は 一九八五年に全面的に改正された。同法律につき、鈴木・前掲注(9)『放送の自由』二八頁以下参照。一九八五年の
- 18 鈴木・前掲注(9)『放送の自由』二九〇頁以下、同前掲注(8)「情報ネットワークの自由と規制」一一頁を参照。
- 19 ドイツ・マルチメディア法制について、詳しくは、鈴木秀美「インターネットと表現の自由――ドイツ・マルチメディア法制の現

明確な定義が存在しているわけではない。鈴木・右「インターネットと表現の自由」九一頁、九七頁参照。また、「メディア」 されるマルチメディアサービスに関連する法領域を「マルチメディア法」と呼ぶ。とはいえ、マルチメディア法という概念について 三三頁以下(一九九九)等参照。ところで、ドイツでは、インターネット、電子メール、デジタル放送など、電気通信によって伝達 米丸恒治 五郎「マルチメディア法――情報・コミュニケーションサービスのための大綱条件を定めるための法律」『外国の立法』二〇四号』 ィア』二三七頁(一九九七)、同「通信と放送の融合と制度改革—— (Medium)についても明確な概念は定義されていない。この点を指摘する者として、 ugendmedienschutz-Staatsvertrag -alte und neue Fragen des Jugendmedienschutzrechts, tv-diskurs 25/2003, 97 (97) 「ドイツ流サイバースペース規制-『ジュリスト』 一一五三号九一頁以下 (一九九九)、同 -情報・通信サービス大綱法の検討」立命館法学二五五号一四一頁(一九九七)、石井 −ドイツ放送法制の動向」『放送学研究』五○巻三五頁(二○○一) 「表現の自由論の現況― H. Schumann, Jugendschutzgesetz und ードイツ」ジュリスト増刊 『変革期のメデ

- 20 |巻第二号一二七頁(一九九九)参照 FSMにつき、 鈴木秀美「ドイツ・マルチメディア法制におけるプロバイダーの責任-―法的規制と自主規制」 『広島法学』二十
- 21 globalen Kommunikationsnetzen, MMR 2002, 413 (413) 挙戦のための政治的な戦略にすぎなかったという。Vgl. A. Waldenberger, Darf's noch ein bisschen mehr sein? -Deutscher Jugendschutz 会によって有害指定リストに掲載されておらず、多くの政治家が事件後コンピューターゲームの年齢指定の導入を主張したのは、 Vgl. Der Spiegel 19/2002. とはいえ、ヴァルデンベルガーの指摘によれば、 少年が事件前に遊んでいたゲームは、 今日でも連邦審査
- 22 Nolden, a. a. O. (Anm. 7), S. 59 f. ルン州は、さらに広汎な制約の必要性を訴え、青少年保護法の改正法の草案(JuSchGAndG)を連邦参議院に提出していた。 Vgl 連邦参議院も、 現行の規律では、 青少年に対し著しく危険な描写から青少年を効果的に保護することはできないと批判し、 バイエ
- Vgl. Nolden, a. a. O. (Anm. 7), S. 59; Waldenberger, a. a. O. (Anm. 21), S. 413

23

- 24 る。 ビス(TDG二条参照)とメディアサービス(JM州際協定三条参照)も、 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 1, Rdnr. 5. ただし、 刑法ではなお「文書」の概念が用いられている。 青少年保護法以外の領域では依然として用いられてい さらにテレサー
- 25 正式には 「情報サービスと通信サー ビスの原則的条件の規律に関する法律」(Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für

第七章「著作権法」などの改正規定から構成されていた。この点につき、鈴木・前掲注(19)「インターネットと表現の自由」 けるデータ保護法」、第三章「電子署名法」の三つの新しい法律のほか、第四章「刑法典」、第五章「秩序違反法」、第六章「GiS」、 Informations-und Kommunikationsdienste)という。同法は、第一章「テレサービスの利用に関する法律」、第二章「テレサービスにお

- (%) Vgl. M. Liesching, Das neue Jugendschutzgesetz, JMS-Report 4/2002, 4 (4).
- 27 概念とメディアサービスをめぐる問題につき、鈴木・前掲注(9)『放送の自由』三一一頁以下参照
- Rechtsgutachten im Auftrag der Bertelsmann Stiftung, 1999, (abrufbar unter: http// www.ko2010.de/deutsch/download/reguta.pdf.), S. 3;鈴木·前 Hölscher, Gestaltungsspielräume für eine Reform der Organisation der Telekommunikations- und Medienaufsicht unter dem Grundgesetz. 2003, 303 (304); M. Liesching, Jugendmedienschutz in Deutschland und Europa, 2002, S. 167; Landmann, a. a. O. (Anm. 4), S. 261; J. Scherer/F Vgl. M. Köhler/H. -W. Arndt, Recht des Internet, 4. Aufl. 2003, S. 229; C. Langenfeld, Die Neuordnung des Jugendschutzes im Internet, MMR (19)「インターネットと表現の自由」九八頁参照。
- 29 Erscheinungsformen der Neuen Medien, in: Eberle/Rudolf/Wasserburg, a. a. O. (Anm. 4), Kapitel I, S. 1 ff. Vgl. H. Gersdorf, Medien- und Teledienste, in: Eberle/Rudolf/Wasserburg, a. a. O. (Anm. 4), Kapitel III, 4. Teil, S. 173 ff. (173); C. -E. Eberle,
- 30 B. Holznagel/S. Kussel, Jugendmedienschutz und Selbstregulierung im Internet, RdJB 2002, 295 (298) 等の指摘がある。 Langenfeld, a. a. O. (Anm. 28), S. 304; G. Gounalakis, Konvergenz der Medien -Sollte das Recht der Medien harmonisiert werden?, in: Verhandlungen des vierundsechzigsten Deutschen Juristentages, 2002, Band II/2, Teil M, 208 f.; M. Paschke, Medienrecht, 2. Aufl. 2001, Rdnr. 37; この例は、Scherer/Hölscher, a. a. O. (Anm. 28), S. 14による。さらに、メディアサービスとテレサービスの区別の困難さについては、
- 31 Kontrollgremien) によって監視される。 この規定は、民間放送の監督機関である「州メディア委員会」、または公共放送の監督機関である内部監査委員会(interne
- (🙁) Vgl. Langenfeld, a. a. O. (Anm. 28), S. 304
- 33 前掲注(8)「インターネットと人権」一〇四頁にならい、「携帯メディア」と翻訳することにする。 「Trägermedien」は、戸田・前掲注(8)や齋藤・前掲注(8)では、「パッケージメディア」と訳されているが、本稿は、
- 34 正式には、「青少年に有害なメディアに対する連邦審査会」(Bundesprüfstelle für jugendgefährende Medien)という。連邦審査会につ

161-ドイツ青少年保護法における有害図書規制(杉原)

35 Problemsicht, ZUM 2003, 425 (429)) 、携帯メディアはテレメディアによって頒布されうる(青少年保護法一条二項二文、二四条三項二 例えば、 ため(Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 1, Rdnr. 5)、両者を明確に区別することは困難であるという。 テレメディアを携帯メディア上に保存するのは容易であり(R. Stettner, Der neue Jugendmedienschutz-Staatsvertrag -eine

安部哲夫「ドイツにおける青少年有害図書規制と連邦審査会」獨協法学五五号七九頁(二〇〇一)

- 36 放送概念から除外された。 テレビテキストの概念につき、鈴木・前掲注(9)『放送の自由』一六九頁参照。テレビテキストは一九九七年の法改正によって
- (%) Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 1, Rdnr. 15 f., JMStV § 3, Rdnr. 2
- (%) Vgl. Bundestags-Drucksache 14/9013, S. 25.
- 39 の関係について、 Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 18, Rdnr. 7; BVerwGE 39, 197 (198). 文書の有害性の「学問的証明」と有害図書規制の正当 杉原・前掲注(11)「芸術の自由と青少年保護(二・完)」一三七頁以下参照。
- $\widehat{40}$ 権限が連邦と州のどちらに属するかを再び議論する必要はないと解されている。なぜなら、遠距離通信 に関する立法権限はそもそも連邦にはないからである(基本法七三条七号参照)。 Vgl. Stettner, a. a. O. (Anm. 35), S. 425 f. これにより、 連邦は青少年保護の規制という限りでテレサービスの領域から撤退したのであるが、マルチメディアサービスの規制 (Telekommunikation)
- 41 報ネットワークの自由と規制」一五頁参照。 服」にあった。 よって青少年保護の規律を適用するというリスクを伴う。 会の下でその任務の遂行にあたる(同二項)。従来の一五の州メディア委員会による監視は、必然的に、各州の機関が異なる基準に の青少年保護機関の委員 K J M は、 合計十二人に委員によって構成され、そのうち六名は州メディア委員会の代表者であり、他の六名は州と連邦の最上級 KJMの詳細については、Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JMStV § 14等を参照。また、鈴木・前掲注(8) (州から四名、連邦から二名) である (JM州際協定十四条三項)。法的には、KJMは、州メディア委員 KJMの設立の目的は、まさに「青少年保護の際の監督機構の細分化の克
- $\widehat{42}$ 語については右論文にならった。 州メディア委員会について、鈴木・前掲注(9)『放送の自由』一六三頁以下、二七七頁以下に詳しい。 「州メディア委員会」 の訳
- $\widehat{43}$ 体からそれぞれ選出された委員で構成されている(青少年保護法一九条五項)。 通常、 連邦審査会の決定は一二人委員会で行われ、それは委員長、三人の州委員、 青少年保護法一九条二項で挙げられた八つの団

- 44 场。 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG, § 21, Rdnr. 3 護法は申請権限をKJMにまで拡大した(同二一条二項)。KJMの申請権限は、当然、テレメディアに限らず携帯メディアにも及 または州青少年局であったが、その重要性ならびに連邦および州の権限問題に鑑み、むしろ法律で規定されることになり、 旧青少年保護法施行令(DVO GjS)二条では、申請権限を有するのは、連邦家族・老人・女性・青少年大臣、 州最上級青少年官庁 青少年保
- 45 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 18, Rdnr. 45
- 46 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 18, Rdnr. 46.
- 47 48 連邦審査会とKJMの関係につき、さらに、Nolden, a. a. O. (Anm. 7), S. 59; Langenfeld, a. a. O. (Anm. 28), S. 305を参照。 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 21, Rdnr. 15
- 49 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 1, Rdnr. 9.
- 50 Vgl. Schumann, a. a. O. (Anm. 19), S. 97
- [51]Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), StGB § 11, Rdnr. 1f.
- Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), StGB § 11, Rdnr. 2

52

- 53 画・音声を収めたメディア」ではないために、もはや携帯メディアにおいては把握されないことになる。このことは立法者がまった 意図していなかったことであるとして、立法上の欠陥を指摘する見解がある。 Vgl. Schumann, a. a. O. (Anm. 19), S. 97 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 1 Rdnr. 7. 両概念が異なるため、表現物概念に含まれる彫刻が、それが「文字・図
- 54 Vgl. Bundestags-Drucksache 14/9013, S. 23
- 55 Vgl. BVerfGE 83, 130 (141 f.)
- 56 |意見表明の自由」ドイツ憲法判例研究会・前掲注(12)||七三頁以下参照 Vgl. BVerfGE 90, 1 (16 f.). 戦争責任問題事件 (BVerfGE 90, 1) の判例評釈として、 日笠完治「青少年有害図書指定と学問の自由及
- 57 Vgl. BVerfGE 83, 130 (145).
- 58 扱ったものをいう。 グラフィーとは、 刑法典は、 ポルノグラフィーを「通常のポルノグラフィー」と「ハードなポルノグラフィー」とに区別している。ハードなポル 刑法典一八四条三項の定義によれば、「暴力行為」、 通常のポルノグラフィーは一八歳未満への提供を処罰の対象とするが、ハードなポルノグラフィーは頒布・販売 「児童の性的乱用」または「人間と動物との性的行為」を取り

66

等が全面的に禁止される。なお、チャイルド・ポルノグラフィーについては、一九九三年の改正により規制が強化され、刑法典一八 四条三項以下に、 所持等を禁止する規定が設けられた。

- <u>59</u> J. Ukrow, Jugendschutzrecht, 2004, Rdnr. 323 もっとも、 これによって連邦審査会の有害指定が免れるわけではない。 Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 15 Rdnr. 25;
- 60 Vgl. H. Gersdorf, Grundzüge des Rundfunkrechts, 2003, S. 93; Liesching, a. a. O. (Anm. 7), S. 3285

61

Vgl. BVerwGE 23, 112 (115); C. Gödel, in: M. Löffler/K. E. Wenzel/K. Sedelmeier, Presserecht, 4. Aufl. 1997, JSchutz BT § 1 Ednr. 79

- 62 Vgl. Liesching, a. a. O. (Anm. 28), S. 122 f.; Ukrow, a. a. O. (Anm. 59), Rdnr. 356; Nikles/Roll/Sprück/Umbach, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 15,
- 63 O. (Anm. 26), S. 6; R. Hartstein/W-D. Ring/J. Kreile/D. Dörr/R. Stettner, Rundfunkstaatsvertrag - Kommentar zum Staatsvertrag der Länder zur Neuordnung des Rundfunkwesens, 2. Aufl. 1995, § 3 Rdnr. 32; K. Altenhain, in: A. Roßnagel, Recht der Multimedia-Dienste, - Kommentar zum Beucher/L. Leyendecker/O. von Rosenberg, Mediengesetze - Rundfunk - Mediendienste - Teledienste, 1999, RStV § 3, Rdnr. 49; Liesching, a. a. luKDG und zum MDStV, 2004, § 12 MDStV, Rdnr. 27 f. Vgl. F. Hertel, § 3 Rundfunkstaatsvertrag, in: W. Hahn/T. Vesting, Beck'scher Kommentar zum Rundfunkrecht, 2003, Rdnr. 59 ff.;
- Vgl. Ukrow, a. a. O. (Anm. 59), Rdnr. 358
- Vgl. Ukrow, a. a. O. (Anm. 59), Rdnr. 362

65 64

巻二・三号下巻六二二頁(一九九三)等を参照。シュトラウス風刺画事件(BVerfGE 75, 369) 93, 266)の判例評釈として、 自由と人間の尊厳 社・一九九六)、井上典之「いわゆる『人間の尊厳』について――その具体的規範内容と現代的課題についての概観」阪大法学四三 る議論につき、青柳幸一「『個人の尊重』と『人間の尊厳』--Grundgesetz-Kommentar, Band 1, 5 Aufl. 2000; Pieroth/Schlink, a. a. O. (Anm. 9), Rdnr. 365. 人間の尊厳の最高価値としての位置づけをめぐ 2002, Art. 1 Rdnr. 12; W. Höfling, Art. 1, in: Sachs, Grundgesetz Kommentar, 1999, Rdnr. 11; P. Kunig, Art. 1 Rdnr. 26, in: von Münch/Kunig 最近のものとして、Vgl. BVerfGE 93, 266 (293); 75, 369 (380); Jarass/Pieroth, Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, 6 Aufl ―シュトラウス風刺画事件」ドイツ憲法判例研究会・前掲注(12)一五五頁以下、 小山剛「意見表明の自由と集団の名誉――『兵士は殺人者だ』事件」ドイツ憲法判例研究会・前掲注(12) ―同義性と異質性」同『個人の尊重と人間の尊厳』所収三一頁 の判例評釈として、田口精一「芸術 兵士は殺人者事件(BVerfGE

四九頁参照。

- 67
- 68

Vgl. Bundestags-Drucksache 14/9013, S. 23

Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 15 Rdnr. 30.

- 69
- 70
- 71

Vgl. Bundestags-Drucksache 14/9013, S. 21.

Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 12, Rdnr. 2.

Vgl. Liesching/Knupfer, a. a. O. (Anm. 5), S. 54. ゃらじ、Ukrow, a. a. O. (Anm. 59), Rdnr. 364 を参照。

- [72]

USKは一九九四年四月に発足した。USKにつき、Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 12, Rdnr. 5; J. Hilse, Die

- Altersfreigabe von Computer- und Automatenspielen durch USK und ASK, JMS-Report 3/2004, 2 や 参照。
- 73
- 74

 - Vgl. Liesching/Knupfer, a. a. O. (Anm. 5), S. 42
- 青少年保護法は、青少年の発展・教育に対する「危険」(Gefahr) (一八条) と「侵害」(Beeinträchtigung) (一四条) と使い分けてい Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 12, Rdnr. 7

75

- るが、両者の違いに意図はなく、単に立法上の欠陥であるにすぎないとの指摘がある。Vgl. Schumann, a. a. O. (Anm. 19), S. 97

76

77

- Vgl. Liesching/Knupfer, a. a. O. (Anm. 5), S. 46; Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 14, Rdnr. 4 f.
- Vgl. BVerfGE 83, 130 (143 ff.).
- Vgl. Schumann, a. a. O. (Anm. 19), S. 98 ff.
- Vgl. M. Köhne, Neuprüfung von indizierten Schriften und Medien, AfP 2002, 201 Vgl. S. Engels/M. Stulz-Herrnstadt, Einschränkungen für die Presse nach dem neuen Jugendschutzgesetz, AfP 2003, 97 (104).
- Vgl. Scholz/Liesching, a. a. O. (Anm. 5), JuSchG § 18 Rdnr. 47

81 80 79 78

82

- Vgl. Schumann, a. a. O. (Anm. 19), S. 103.松井・前掲注(3)『インターネットの憲法学』 一八一頁も、ドイツでは「アメリカと対比
- すると、青少年保護のためはるかに広汎な表現が禁止されていることは否めない」と指摘する。